

# 官製談合防止対策について

令和6年3月12日

山 田 町



## 1 官製談合防止対策の検討経過について

令和5年5月16日に元町職員が官製談合防止法違反（入札妨害）と公契約関係競売等妨害容疑で逮捕された事件について、12月27日に元町職員の有罪判決（懲役3年）が確定しました。これを受け、本町では令和6年1月15日付けで「山田町官製談合防止検討委員会」を立ち上げ、官製談合防止対策の検討を行ってきたところです。

## 2 再発防止対策について

再発防止対策については、山田町官製談合防止検討委員会等で検討し、入札制度及び全職員が共通して取り組まなければならないコンプライアンスの各分野において、令和6年4月1日より以下の事項を実施します。

### (1) 入札制度

#### ア 契約における談合等不正行為による賠償金の割合引き上げ

町営建設工事及び建設関連業務の契約条項において、現在は「違約金」として「契約金額の10分の1」と規定していますが、「賠償金」に改めるとともに「契約金額の10分の2」へ引き上げます。

#### イ 当該契約に談合等があった場合の契約の解除

受注者が、当該契約に関して談合又は独占禁止法違反行為を行った場合には、この契約を解除することができる規定を、町営建設工事及び建設関連業務の契約条項に新設します。

#### ウ 設計金額等の聞き出し行為があった場合の指名停止措置等

業者による町職員への設計金額等の聞き出し行為があった場合において、当該行為に悪質性があると認められるときは「不正又は不誠実な行為」と認定し、指名停止措置の対象とします。

### (2) コンプライアンス

#### ア 町職員向け不正行為防止マニュアルの作成

町職員による不正行為の防止及び倫理観の向上を目的として、不正行為防止マニュアルを作成します。本マニュアルには、以下の項目を重点的に盛り込むこととします。

#### (ア) 山田町職員倫理条例（平成23年山田町条例第1号）及び公益通報制度の周知徹底

(イ) 災害や事故等の緊急時を除き、私用携帯電話の業務上の使用を禁止する

(ウ) 不当要求があった場合の所属長への報告、記録の徹底

(エ) 秘密情報の適切な保管、管理の徹底

(オ) 町職員による不正行為の危険な兆候があるときの上司、同僚による注意指導体制の強化

#### イ コンプライアンス研修会の定期的な開催

各課等において、所属職員へのコンプライアンス（公務員倫理）研修会を定期的（四半期に1回）に開催することとします。

### **3 その他の対策の検討について**

2の対策の他にも、今後の入札制度改革に資する内容について、山田町官製談合防止検討委員会等で引き続き調査検討を行っており、実施可能なものであれば取り組むこととします。